

令和6年度第1回印西市いじめ防止対策委員会 議事録

日時：令和6年6月26日（水）

午前10時～午前11時45分

場所：印西市役所農業委員会会議室

《出席委員》

弁護士	礒野史大
大学教授	松浦俊弥
医師	久山登
公認心理師	塚田昌幸
元校長	中嶋加奈江

《出席事務局職員》

印西市教育委員会教育長	大木弘
印西市教育委員会指導課長	石川真樹子
印西市教育委員会指導課副参事	深澤淳一
印西市教育委員会教育センター所長	飯野晋二
印西市スクールアドバイザー	野田幸一 坂木武伸
印西市教育委員会指導課指導主事	八代晃貴 藤岡正弘 山崎智貴 根岸剛

《傍聴者》

なし

《次第》

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 委員・出席者の紹介
- 4 議題
 - (1) 本市におけるいじめ問題の状況と取組について（公開）
 - (2) 本市のいじめ発生事例とその対応について（非公開）
- 5 諸連絡
- 6 閉会

【議事要旨】

(資料確認)

進 行：皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回印西市いじめ防止対策委員会にご参加いただき誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、教育委員会教育センターの飯野と申します。どうぞよろしくお願いたします。会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

＜配付資料を読み上げて確認＞

過不足はございませんでしょうか。

(傍聴席と録音機材の設置)

進 行：本会議におきましては印西市市民参加条例施行規則第11条4項の規定に基づき、会議公開に伴う傍聴席の設置と、会議録作成のための録音機材を設置して、録音させていただきますことをご了承ください。

(傍聴者の入場)

進 行：では、傍聴者の入室を許可します。

(傍 聴 者 入 室)

進 行：現在のところ傍聴者はいないということです。この後、お見えになった場合には入室を許可いたしますのでご了承くださいと思います。

1 開会

進 行：それではただ今より、令和6年度第1回印西市いじめ防止対策委員会を始めます。

2 教育長あいさつ

進 行：教育長あいさつ、印西市教育委員会教育長よりごあいさつを申し上げます。

教育長：本日は大変ご多忙な中、印西市いじめ防止対策委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。昨年度から、いじめ防止対策推進法に規定するいじめ防止に関する3つの組織が設置されました。詳細につきましては、昨年度も説明いたしましたので割愛させていただきますが、特に、本日開催される「いじめ防止対策委員会」が設置されたことにより、いじめの重大事態が発生した場合に、必要に応じてここにいる皆様と調査審議を行うことが可能となったことは大変心強く感じております。いじめ事案のケースによっては、複雑化して解決まで非常に長い時間を要する場合が増えてきています。また、学校現場では若い教職員が増えており教員としての児童生徒理解に関わる技能の問題や保護者に寄り添いながらも理解していただけない難しい問題も増えてきています。さらに家庭によっては、何か問題が起きればすぐに弁護士や関係機関に相談する等、保護者の考え方や価値観が多様化し、学校がケースバイケースで対応しなければいけない事案が増えている状況にあります。

市教育委員会といたしましても、学校だけでは解決できない事案が増え、本委員会の委員の皆様や外部機関の方々と連携していかないと対応できないと考えています。この後、担当から話がありますが、本市でも解決までに至らず長引いている事案もございます。

本日は、たくさんのご意見・ご助言をよろしくお願いいたします。

3 委員・出席者の紹介

(委員自己紹介)

進 行：続きまして、委員のみなさまの紹介でございます。今回は令和5年度に引き続き、2回目のお集まりとなります。委員の皆様の入替わりはございませんが、再度、磯野委員長から自己紹介を含めて、一言ずつお願したいと思います。

＜・弁護士・医師・大学教授・公認心理師・退職校長＞

(職員紹介)

進 行：続きまして、担当職員を紹介させていただきます。

＜・教育長・指導課長・指導課副参事・教育センター所長
・スクールアドバイザー・指導主事＞

進 行：議題に進ませていただきますが、印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例第13条の規定により、議長は委員長が務めることとなっております。ここからの議題につきましては磯野委員長に進行していただきます。磯野委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長あいさつ)

委員長：弁護士の磯野でございます。昨年度に引き続き令和6年度も皆様どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には印西市の子供たちのために、活発なご意見やご発言をお願いいたします。

4 議題

(議題の公開・非公開)

議 長：それでは早速ですが本日の議題に進みたいと思います。

事務局：はい、議長。

議 長：事務局どうぞ。

事務局：本日の議題としてお示ししております議題2については、協議する内容に個人情報が含まれておりますので、非公開としたいのですが、いかがでしょうか。

議 長：議題2で扱う事例について、印西市情報公開条例第7条第2項「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当すると思料いたしますので、議題2の協議については非公開としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

委 員：(異議なし)

議 長：異議なしと認めます。それでは、議案1を公開、議案2を非公開といたします。

(議題1)

議 長：それでは、議題1の「本市におけるいじめ問題の状況と取組について」事務局よりご説明をお願いします。

副参事：本市におけるいじめ問題の状況と取組について、ご説明いたします。4頁をご覧ください。まず、いじめ問題の状況についてご説明いたします。

市教育委員会で把握しております市内小中学校におけるいじめ認知件数は、令和元年度1149件、2年度973件、3年度982件、4年度1153件、5年度1303件でございます。近年、千葉県全体としていじめの認知が進んでおり、印西市においても多くの認知がなされていると認識しております。いじめへの対応といたしましては、未然防止に努めると同時に、些細なトラブルと捉えられがちな事案であっても、いじめと捉え早期の解決を図ることが重要となるため、各学校には、いじめを見逃さず、積極的に認知し対応するよう指導助言しているところでございます。いじめの態様といたしましては、全国的な傾向と同様に、冷やかしかからかい、嫌なことを言われる・される、仲間外れにされるといったものが多く見られております。これらのいじめにつきましては、認知から3か月後までの経過を確認した上で解消したかを判断することになりますが、そのほとんどが解消している状況でございます。

続きまして、いじめ問題に対する取組についてご説明いたします。印西市では、1の「基本方針の策定」、2の「いじめ対応組織の設置」、3の「相談窓口の設置」の3点と、その他として4にお示ししております事業をとおして、いじめ問題の対

策に取り組んでおります。

1点目の、「基本方針の策定」につきましては、印西市としてのいじめ問題への取組の基本方針としまして、「印西市いじめ防止基本方針」を策定しております。この方針は、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進し、「いじめのない学校・地域・市をつくる」ことを目的とし、平成27年3月に制定されたものです。市では、この方針に基づいていじめ防止や対策に取り組んでおり、各小中学校におきましても、この方針を踏まえたいじめ防止基本方針を策定し、取り組んでいるところでございます。

2点目の「いじめ対応組織の設置」につきましては、3つの対応組織を設置し、いじめの防止等のための対策を推進しているところでございます。

3点目の「相談窓口の設置」につきましては、教育相談事業を主管しております教育センターを中心として、悩みを抱えた児童生徒、保護者、学級担任等への、電話相談や来所面談、訪問面談の相談窓口を設けております。また、令和4年10月からは、全児童生徒に貸与しているタブレット端末から相談できる仕組みを整え、改善を図りながら実施しているところでございます。

その他の取組といたしましては、教育委員会内で、いじめを含む生徒指導上の問題についての情報交換やいじめ防止等のための対策等を協議する「いじめ防止対策会議」を月1回程度実施しております。また、全小中学校に担当指導主事が訪問し、児童生徒の生徒指導上の問題についての情報交換や対応への指導助言をする機会を年間2回設けております。他にも、近年増えているSNSやインターネットに関する生徒指導上の問題への対応として、児童生徒や保護者、教職員を対象に、情報を適切に見極めたり発信したりするための「SNSネットリテラシー出前授業」の実施等の事業を、学校からの要請に応じて行っております。また、いじめ防止ポスターやリーフレット、悩みの相談先案内ポスターやカードを配付し、継続して指導を行っております。

また、昨年度の会議でいただいたご意見で、「いじめの認知件数を実数に近づける取組」としまして、児童生徒に対してはタブレットPCからの相談申込が可能である旨を繰り返し周知し、教職員に対しては些細なトラブルについても積極的にいじめとして認知するようにしました。「いじめの傍観者教育」の重要性につきましては、校長会議・教頭会議の中で説明し、教職員への周知、理解の向上に努めております。「市独自のSC・SSWの配置」につきましては、まだ配置できておりませんが、今後も実現に向けて予算要望して参ります。

本市におけるいじめ問題の状況と取組といたしましては以上でございます。

議長：ただいま説明のあった事項につきまして何か質疑はございますか。

(異議なし)

議長：質疑なしと認めます。

議長：それでは、議題1については、ここまでといたします。

議長：続いて議題2となりますが、こちらについては、非公開になります。

(以下非公開)

令和6年8月2日

委員 塚田 昌幸

委員 中嶋 加奈江